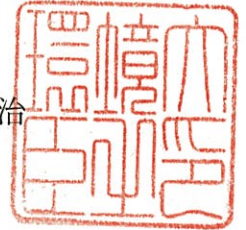


諮問第491号
環水大土発第1807021号
平成30年7月2日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
中川雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3 - (ジフルオロメチル) -N- [(R) -2, 3-ジヒドロ-1, 1, 3-トリメチル-1H-インデン-4-イル] -1-メチルピラゾール-4-カルボキサミド (別名インピルフルキサム)

3, 5-ジニトロ-N⁴, N⁴-ジプロピルスルファニルアミド (別名オリザリン)

2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イル = (ジブチルアミノチオ) メチルカルバマート (別名カルボスルファン)

(RS) - α -シアノ-3-フェノキシベンジル = (1RS, 3RS; 1RS, 3SR) -3-(2, 2-ジクロロビニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シペルメトリン)

3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)

2', 6', 8-トリフルオロ-5-メトキシ [1, 2, 4] トリアゾロ [1, 5-c] ピリミジン-2-スルホンアニリド (別名フロラスラム)

(別紙2)

3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]
-9-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]-9'-アザビシ
クロ[3.3.1]ノナン(別名アシノナピル)

1-[3,5-ジクロロ-4-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-
ピリジルオキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素
(別名クロルフルアズロン)

2-クロロエチルトリメチルアンモニウム=クロリド(別名クロルメコートク
ロリド又はクロルメコート)

ナトリウム=2-{2-クロロ-3-[2-(1,3-ジオキサラン-2-イ
ル)エトキシ]-4-メシルベンゾイル}-3-オキソシクロヘキサ-1-エ
ン-1-オラート(別名ランコトリオンナトリウム塩)



中環審第1037号
平成30年7月2日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



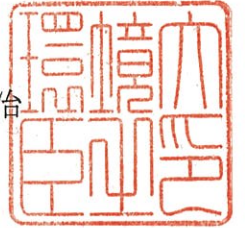
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成30年7月2日付け諮問第491号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮問第473号
環水大土発第1710231号
平成29年10月23日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
中川 雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

N-メチルビス(2, 4-キシリイルイミノメチル)アミン(別名アミトラス)

1-[3, 5-ジクロロ-4-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジルオキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素(別名クロルフルアズロン)

2-クロロエチルトリメチルアンモニウム=クロリド(別名クロルメコートクロリド又はクロルメコート)

1-ターシャリーブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオウレア(別名ジアフェンチウロン)

エチル=(*RS*)-4-シクロプロピル(ヒドロキシ)メチレン-3, 5-ジオキソシクロヘキサンカルボキシラート(別名トリネキサパックエチル)

2-(4-*tert*-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=プロパー-2-イニル=スルフィト(別名プロパルギット又はBPPS)

S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル=O, O-ジメチル=ホスホロジチオアート(別名マラチオン又はマラソン)

(別紙2)

2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イルア
ミノ)-2-メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)



中環審第1004号
平成29年10月23日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年10月23日付け諮問第473号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第463号
環水大土発第諮問第1706271号
平成29年6月27日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
山本 公一



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン (別名イミダクロプリド)

5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-トリル)-4-エチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル (別名エチプロール)

3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラジン (別名クロフェンテジン)

(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン (別名ジノテフラン)

(1S, 2R, 5R, 7R, 9R, 10S, 14R, 15S, 19S)-7-(6-デオキシ-3-O-エチル-2, 4-ジ-O-メチル- α -L-マンノピラノシルオキシ)-15-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イルオキシ]-19-エチル-14-メチル-20-オキサテトラシクロ [10. 10. 0. 0^{2, 10}. 0^{5, 9}] ドコス-11-エン-13, 21-ジオン (別名スピネトラム-J) 及び (1S, 2S, 5R, 7S, 9S, 10S, 14R, 15S, 19S)-7-(6-デオキシ-3-O-エチル-2, 4-ジ-O-メチル- α -L-マンノピラノシルオキシ)-15-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イルオキシ]-19-エチル-4, 14-ジメチル-20-オキサテトラシクロ [10. 10. 0. 0^{2, 10}. 0^{5, 9}] ドコサ-3, 11-ジエン-13, 21-ジオン (別名スピネトラム-L) の混合

物 (別名スピネトラム)

(Z) - 3 - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - 1, 3 - チアゾリジン - 2 - イリデンシアナミド (別名チアクロプリド)

(E) - N - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - N - エチル - N - メチル - 2 - ニトロビニリデンジアミン (別名ニテンピラム)

(±) - 5 - アミノ - 1 - (2, 6 - ジクロロ - α , α , α - トリフルオロ - *p* - トルイル) - 4 - トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール - 3 - カルボニトリル (別名フィプロニル)

メチル = {2 - クロロ - 4 - フルオロ - 5 - [5, 6, 7, 8 - テトラヒドロ - 3 - オキソ - 1 *H*, 3 *H* - [1, 3, 4]チアジアゾロ[3, 4 - *a*]ピリダジン - 1 - イリデンアミノ]フェニルチオ}アセタート (別名フルチアセットメチル)

N - (トリクロロメチルチオ) フタルイミド (別名ホルペット)

N - (4 - メチル - 6 - プロパー - 1 - イニルピリミジン - 2 - イル) アニリン (別名メパニピリム)

(別紙2)

O, O-ジエチルO-5-フェニルイソキサゾール-3-イルホスホロチオ
アート (別名イソキサチオン)

(5RS) - 2 - { (1EZ) - 1 - [(2E) - 3 - クロロアリルオキシイ
ミノ] プロピル } - 5 - [(2RS) - 2 - (エチルチオ) プロピル] - 3 -
ヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン (別名クレトジム)

3, 6-ビス(2-クロロフェニル) - 1, 2, 4, 5-テトラジン (別名ク
ロフェンテジン)

N- (3', 4' -ジフルオロビフェニル-2-イル) - 3 - (トリフルオロ
メチル) ピラジン-2-カルボキサミド (別名ピラジフルミド)

(±) - 5 - アミノ - 1 - (2, 6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-
p-トルイル) - 4 - トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール-3-カル
ボニトリル (別名フィプロニル)



中環審第976号
平成29年7月7日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



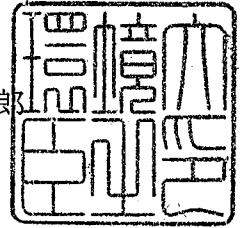
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年6月27日付け諮問第463号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮問第521号
環水大土発第2001091号
令和2年1月9日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
小泉進次郎



農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

ソルビタン脂肪酸エステル

(別紙2)

2 - [2 - (7, 8 - ジフルオロ - 2 - メチルキノリン - 3 - イルオキシ) - 6 - フルオロフェニル] プロパン - 2 - オール (別名イプフルフェノキン)

1, 1' - (イミノジオクタメチレン) ジグアニジン = トリス (アルキルベンゼンスルホナート) (別名イミノクタジンアルベシル酸塩)

1, 1' - (イミノジオクタメチレン) ジグアニジン = トリアセタート (別名イミノクタジン酢酸塩)

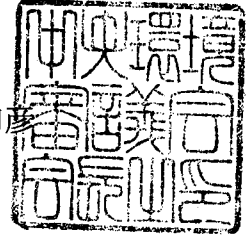
O, O - ジエチル = O - 2 - イソプロピル - 6 - メチルピリミジン - 4 - イル = ホスホロチオアート (別名ダイアジノン)

3 - (ジフルオロメチル) - N - メトキシ - 1 - メチル - N - [(RS) - 1 - メチル - 2 - (2, 4, 6 - トリクロロフェニル) エチル] - 1H - ピラゾール - 4 - カルボキサミド (別名ピジフルメトフェン)

中環審第1095号
令和2年1月9日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



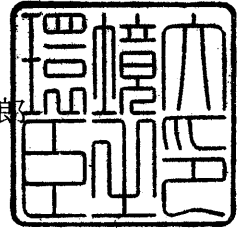
農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和2年1月9日付け諮問第521号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮問第528号
環水大土発第2003032号
令和2年3月3日

中央環境審議会会長
武内和彦 殿

環境大臣
小泉進次郎 殿



農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、別紙の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

トリクロロニトロメタン (別名クロルピクリン)

9, 10-ジヒドロ-8a, 10a-ジアゾニアフェナントレン=ジブロミド
又は6, 7-ジヒドロジピリド[1, 2-a:2', 1'-c]ピラジン-5,
8-ジイウム=ジブロミド (別名ジクワットジブロミド又はジクワット)

(5RS)-2-[(EZ)-1-(エトキシイミノ)ブチル]-5-[(2RS)-2-(エチルチオ)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘキサ-2-
エン-1-オン (別名セトキシジム)

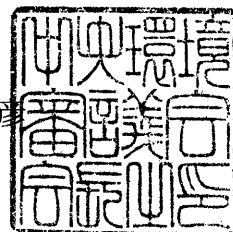
3-フェノキシベンジル=(1RS, 3RS; 1RS, 3SR)-3-(2,
2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
(別名ペルメトリン)

5-(1, 3-ジオキサシ-2-イル)-4-[4-(トリフルオロメチル)
ベンジルオキシ]ピリミジン (別名ベンズピリモキサン)

中環審第 1115 号
令和 2 年 3 月 3 日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第 4 条第 2 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について (付議)

令和 2 年 3 月 3 日付け諮問第 528 号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。